

2018(平成30)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

商 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 問題は2問ある。
2. 解答用紙は2枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

〔問題1〕 下の問（1）～（3）に解答しなさい。（各20点，合計60点）

（1） Aは発起人として株式会社の設立手続を発起設立の方法で進めており， A保有の土地（時価1000万円）を出資の目的物とする予定である。このような出資の際に， Aはいかなる手続をとるべきか， 条文を挙げながら簡潔に説明しなさい。

（2） P株式会社の代表取締役Aは， P社の株主Bに株主総会で会社側提案に賛成してもらい見返りの意味で， B所有の土地（時価1000万円）を1500万円で購入した。①P社はBにいかなる請求ができるか， ②BはP社にいかなる請求ができるか， 条文を挙げながら簡潔に説明しなさい。

（3） P株式会社は取締役会設置会社であり監査役設置会社である。P社には監査役がB， C， Dの3名いるが， P社の代表取締役Aは， 3名のうちの任期満了をむかえた監査役Dを再任せず， EをDの後任にしようと考えている。Aはいかなる手続をとるべきか， 条文を挙げながら簡潔に説明しなさい。

〔問題2〕 次の文を読み、下の問に解答しなさい。(40点)

P株式会社(以下「P社」という)は公開会社であり、取締役会設置会社である。P社の株式は証券取引所には上場していないが、ここ1年ほどのP社株式の客観的価値は、1株あたり950円~1050円で推移しており、2017年5月31日現在の株式価値は1株あたり1000円であった。P社の代表取締役Aは、取引先のQ社との関係を深めるとともに、本社改築のための資金を調達するために、払込金額を1株あたり700円、払込期日を2017年6月30日とする新株をQ社に対して発行することとした(以下「本件新株発行」という)。Aは6月10日に上記を内容とする適法な公告をしたうえで、取締役会決議を経たうえで、本件新株発行をなした。

問

P社の株主Bが、7月10日において本件新株発行の効力を否定するためにとると考えられる手段について条文を挙げながら述べたうえで、Bの主張が認められるかを、判例の立場をふまえたうえで検討しなさい。なお、Bは6月中には何らの手段をもっていないなかったものとする。

余白